

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊練馬駐屯地
第338会計隊長 依田 誠一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

| 件名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|---------------|-----|-------|------|
| 廃油 | エンジン油・マルチギヤー油 | L I | 8,600 | ドラム缶 |
| 廃液 | ガソリン・軽油・灯油 | L I | 600 | ドラム缶 |

(2) 引渡場所

陸上自衛隊練馬駐屯地 東京都練馬区北町4-1-1

(3) 引取期限

代金納付の日から5日以内（令和5年2月22日（水）までに搬出）

2 入札参加資格

全省庁統一資格の「物品の買受け」に係る等級がA、B、C等級であること。
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

(1) 陸上自衛隊練馬駐屯地 第338会計隊事務室

(2) 東部方面会計隊ウェブサイト

(<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

(1) 説明会

実施しない。ただし、現物確認等が必要な場合は個別に対応する。
(土日祝日等を除く。)

(2) 入札日時

令和5年2月3日（金）13時10分

(3) 入札場所

陸上自衛隊練馬駐屯地 第338会計隊入札室（189号隊舎1階）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

(1) 落札決定方式

総 額

(2) 契約方式

一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加するものに必要な事項

ア 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

カ 令和4年・5年・6年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書を受けた者のうち、「物品の買受け」の等級格付が「C等級以上」に格付され、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(2) 入札の方法

ア 入札書には消費税相当額を含んだ金額を記載する。

イ 予定価格の制限の範囲以内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ウ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

エ 郵便により入札に参加する場合

令和5年2月3日（金）12時00分必着とする。入札書を内封筒に入れ、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

オ 再度入札

(ア) 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵送による入札参加者があった場合の再度入札時期は次のとおりとする。

(イ) 日 時

令和5年2月6日(月) 13時10分

(※郵送等は令和5年2月6日12時00分必着)

カ 入札に参加するものは、入札前までに競争参加資格決定通知書(写)を提出すること。

キ 入札者が代表者の代理の場合は、委任状を提出すること。

(3) 入札の無効

ア 2及び(1)に示した競争に参加するものに必要な資格のない者のした入札

イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別し難い入札

(入札者の記名にあたっては、代表者(責任者)のほか担当者の氏名を記載の上、連絡先も記載すること。ただし代表者(責任者)が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。)

ウ 電報、電話、FAX等による入札

エ 「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約する旨の記載がない入札書及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

オ その他入札に関する条件に反した入札

(4) 違約金等

ア 落札者が契約を締結しない場合には、入札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

イ 遅延賠償金は延滞1日につき1000分の1以上を徴収する。

(5) 契約書作成の要否

ア 落札決定後、速やかに契約書を作成する。

イ 契約条項として、「不用物品売払契約条項」を、特約条項として、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」を付す。

(6) 売払に関する注意事項

ア 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。

イ 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合には全て買受人の責任において処理すること。

ウ 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

エ 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(7) 代金の納付

納入告知書または現金による納付とする。

現金による納付の場合は令和5年2月22日(月)10時00分までに第338会計隊事務室まで納付すること。

(8) その他

ア 入札参加希望者は、令和5年2月2日(木)17時00分までに参加意思表示(電話連絡可)を行うとともに第2項に示す資格審査結果通知書(写)を提出すること。(FAX可)

イ 入札者は、「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を入札書に記載すること。

(9) 連絡先

〒179-0081 東京都練馬区北町4-1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地

第338会計隊契約班 担当：植杉(内線 2351)

練馬駐屯地業務隊補給科 担当：大坂屋(内線 2034)

TEL 03-3933-1161 FAX 03-3933-0925(直通)